

平成31年第2回白鷹町議会定例会 第2日

追加変更議事日程

平成31年3月6日（水）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議第50号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 3 議第51号 平成30年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 4 議第52号 平成30年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 5 議第53号 平成30年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議第54号 平成30年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 7 議第55号 平成30年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議第50号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）について
（予算特別委員長報告）
- 日程第 9 議第51号 平成30年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第4号）について
（予算特別委員長報告）
- 日程第10 議第52号 平成30年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
（予算特別委員長報告）
- 日程第11 議第53号 平成30年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
（予算特別委員長報告）
- 日程第12 議第54号 平成30年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
（予算特別委員長報告）

日程第13 議第55号 平成30年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

（予算特別委員長報告）

日程第14 選第1号 白鷹町十王財産区管理会財産管理委員の選挙について

日程第15 請第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書について

日程第16 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○出席議員（14名）

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 遠藤幸一 | 議員 | 2番 | 渡部善美 | 議員 |
| 3番 | 笹原俊一 | 議員 | 4番 | 佐々木誠司 | 議員 |
| 5番 | 小口尚司 | 議員 | 6番 | 小形輝雄 | 議員 |
| 7番 | 田中孝 | 議員 | 8番 | 山田仁 | 議員 |
| 9番 | 奥山勝吉 | 議員 | 10番 | 石川重二 | 議員 |
| 11番 | 佐藤京一 | 議員 | 12番 | 菅原隆男 | 議員 |
| 13番 | 関千鶴子 | 議員 | 14番 | 今野正明 | 議員 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|--------------------|------|
| 町長 | 佐藤誠七 |
| 副町長 | 横澤浩 |
| 教育長 | 沼澤政幸 |
| 総務課長 | 松野芳郎 |
| 税務出納課長 | 高橋浩之 |
| 企画政策課長 | 菅間直浩 |
| 企画主幹 | 永野徹 |
| 町民課長 | 中村裕之 |
| 健康福祉課長 | 長岡聡 |
| 商工観光課長 | 齋藤重雄 |
| 農林課長併 農業委員会事務局長 | 大木健一 |
| 建設水道課長 | 菅原良教 |
| 病院事務局長 | 渡部町子 |
| 教育次長 | 田宮修 |
| 監査委員 | 竹田謙一 |

○職務のために出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---|---|----|
| 議会事務局長 | 樋 | 口 | 浩 |
| 係長 | 橋 | 本 | 達也 |
| 書記 | 菅 | 原 | 美樹 |

○開議の宣告

○議長（遠藤幸一） おはようございます。

ご参集まことにご苦労さまです。

これより平成31年第2回白鷹町議会定例会2日目の会議を行います。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（遠藤幸一） 本日の議事日程は、お手元にお配りした変更議事日程のとおりであります。

早速、議事に入ります。

○一般質問

○議長（遠藤幸一） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の質問事項については、お手元に配付の文書表のとおりであります。

最初に、「第6次総合計画策定と将来のまちづくりについて」12番、菅原隆男君。

〔12番 菅原隆男 登壇〕

○12番（菅原隆男） 一般質問を行います。

第6次白鷹町総合計画策定と将来のまちづくりについて。

平成20年10月、佐藤町長が誕生して、はや10年5カ月が経過しようとしております。就任当時、私からも新町長のまちづくりへの思いについて一般質問をさせていただきました。当時の現状として、少子高齢化の進展、農・工・商など地域経済の活性化、荒砥高校の再編問題、鮎貝まちづくりの事業の展開、過疎法の動向など、喫緊の課題が山積しており、さらには財政状況も非常に厳しい状況でもありました。そのような中でも、子どもたちの将来に向け、町民が安全で安心して暮らせるよう、町民目線を大切にし、現場主義を基本としながら、町民とつくり上げる「共創のまちづくり」の理念のもと、「打てば響く」まちづくりを推進してこられました。今日までの政策運営に敬意を表するものです。

平成も残すところ2カ月となりました。佐藤町長は町のかじ取りとして、平成の3分の1の年月を過ぎようとしております。

平成31年度は、第5次白鷹町総合計画の最終年度であり、第6次白鷹町総合計画策定に向けて、現在まちづくり町民会議を開催するなど、広く町民の意見を反映させて、進められているところです。各事業を徹底検証し、最重要課題である人口減少に対応し、

総合的な施策を図るとしてありますが、まず初めに第5次総合計画の成果は何であったかを伺います。そして、今後の課題についてどのように捉え、認識しておられるのか、町民会議で出された意見等を踏まえ、考えを伺います。

その上で、現在策定を進めております新たな総合計画基本構想の方向性、さらには将来に向けたまちづくりの考え方や想定される政策、「共創のまちづくり」の理念を踏まえたまちづくりへの思いについて、改めてご所見を伺います。

以上、質問いたします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 菅原議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

先ほど議員からございましたように、平成20年10月に町長に就任させていただきましたが、皆様に大変ご心配とご迷惑をおかけいたしました一時空白期間がありましたが、以来10年余にわたり町政のかじ取り役を担わせていただいていたところでございます。

就任当時に振り返りますと、まちづくりの根幹である第4次白鷹町総合計画の終期であり、その先の10年を見据えた第5次白鷹町総合計画の策定に取りかかる時期でもありました。少子高齢化、人口減少が進む中、アメリカ発の金融危機、いわゆるリーマンショックによる世界的な金融不安が町内経済を直撃し、非常に厳しい経済状況でもありました。また、そのような中で三位一体の改革が推進され、地方財政にとり大変厳しい時期であったと覚えているところでもあります。

そのような中、町民の皆様と町とがそれぞれの役割と責任のもとで、情報を共有しながら対等な関係で協力し、新たな価値を生み出し、ともに発展していく「共創のまちづくり」を第5次総合計画におけるまちづくりの理念として掲げ、これまで取り組んできたところであります。その理念を踏まえ、町の将来像として「笑顔かがやき 心かよう美しいまち」をイメージし、「住んでよかった」「ずっと住み続けたい」という郷土を愛する心、そして健康で笑顔で暮らせるまちづくりを進めてきたところであります。

第5次白鷹町総合計画の前期基本計画では「子育て・教育」「雇用・産業」「地域」の3つの柱と重点プロジェクト、後期基本計画では「子育て・教育」「雇用・産業」「地域」は同じでございますが、「防災」を加え4つの柱と重点プロジェクトをベースに、平成27年に策定いたしました本町版の地方創生総合戦略等とあわせ、さまざまな事業を展開してきたところであります。

その中で、「子育て・教育」の分野では、たくさん子どもたちが元気に生まれ、安心して育てられる子育て教育環境の充実を図るため、各種施策に取り組んできてまいったところであります。具体的には、子育て世代の経済的支援のため、高校生までの医療費無料化や第3子以降の保育料の無料化、中学生までのインフルエンザ予防接種費用の助成

などを行ってまいりました。また、さくらの保育園や「にこぼーと」、よつば保育園、愛真こども園などの子育て支援の充実・支援を図るとともに、妊婦の方の通院支援や不妊治療費の一部助成などにも取り組んでまいりました。

また、婚活として、出会いの場を創出するための婚活サポート事業の拡充を図ってきたところでもあります。

教育面では、少子化による鷹山小学校と荒砥小学校の統合、東西中学校の統合という大きな決断もさせていただいたところでもあります。そのような中で、スクールバスの導入による通学時の安全確保や学校施設の整備、学校生活支援員の配置、荒砥高校への応援事業、さらには白鷹中学校と荒砥高校生をオーストラリアに派遣する青少年国際交流事業などにも取り組んできたところでもあります。

「雇用・産業」の分野では、農業の担い手育成や就農支援を進めるとともに、萩野地区や浅立地区におきましては土地の特性を生かしたほ場整備を進めてまいりました。また、木を植え、育て、伐採し、有効活用し、再造林する「緑の循環システム」の構築にも積極的に取り組んできたところでもあります。さらに、企業の振興及び雇用の創出を図るため、企業立地促進交付金を拡充するとともに、農工商観の連携を推進し、紅花生産日本一を推進するため、「日本の紅をつくる町」のスローガンのもと、地域活性化に取り組んできたところでもあります。

「地域」の分野では、地区公民館をコミュニティセンターに移行するとともに、地域の特色を生かし、地域課題に応じ柔軟な事業展開が可能である「地域づくり推進交付金」を創設するなど、地域が主体的に活動し、活力ある地域づくりができる体制を整えてまいりました。さらに、地域おこし協力隊の配置やデマンドタクシーの町内全域での運行、除雪システムの整備などを図るとともに、全町内での防犯灯のLED化を推し進めてきたところでもあります。

また、長年の町民の皆様の悲願でもありました新荒砥橋も着工され、平成32年度中の供用開始に向けて工事が着々と進んでいる状況であります。

公共施設の跡地利用につきましては、旧中山小学校を特別養護老人ホームとして、旧鷹山小学校を障がい福祉サービス提供事業所として、旧西中学校跡地につきましては現在建築中ではありますが地域交流エリアを併設した特別養護老人ホームとして、それぞれ活用していただいているところであります。

「防災」の分野につきましては、東日本大震災、そして平成25年、平成26年と2年連続の豪雨災害など、立て続けに大きな災害に見舞われた経験を踏まえ、後期基本計画におきまして新たな施策の一つとして追加し、これまで注力してきたところでもあります。

これら災害によって、これまで「災害の少ない町」という認識であった我が町の防災に対する考え方を一変させられるとともに、災害に対する体制への強い教訓ともなったところでもあります。

豪雨災害で被害を受けた町道、林道、河川、農業用施設等の復旧を最優先に全力で取り組んでまいりましたが、今もところどころにその爪跡が残っているという状況であります。

まちづくり複合施設においては、現庁舎の耐震診断の結果、倒壊の危険性が認められたため、新たな防災拠点としてこれまで整備されてきたところですが、災害発生時における初動期の対応を初め、災害の状況や規模に応じて関係機関との連携、役割分担など柔軟な対応と円滑な指揮命令が可能な体制を構築できる施設にもしていきたいと考えているところであります。

また、健全な行政運営を図るとともに、効率的・効果的かつ民間活力とそのサービスを大いに活用する観点で、保育園の民営化、学校給食共同調理場の民間委託や文化交流センターの指定管理者制度への移行など、行財政改革にも積極的に取り組ませていただいていたところであります。

さらには、近年の出生数の減少、若者の顕著な町外転出等に対応するため、平成29年には庁舎内に人口減少緊急対策プロジェクトチームを設置し、これまで実施した施策の効果測定、現状の解析、行動原理に起因する需要の予測等を実施してきたところであり、先行的に実施すべき施策として、子育て関連、結婚関連、住宅関連、教育関連、移住関連、産業関連の6分野を取りまとめ、実現可能な施策から全庁横断的に実施してきたところであります。

平成31年度におきましては、未来につながる暮らしを大切にする施策を展開するべく、住宅整備基本構想の策定など、人口減少緊急対策の本格実施に向けた取り組みにつきまして積極的に推進してまいる所存であります。

このように、これまでまちづくりを着実に実施してきた結果、各分野に一定の効果があらわれてきているものと考えております。ひとえに議員の皆様初め町民の皆様方のご理解とご協力のたまものと感謝し、心より御礼を申し上げる次第であります。

しかしながら、継続的に施策を実施したものの、残念ながら課題として残っているものもあると認識しているところであります。具体的には、「子育て・教育」の分野では県立荒砥高校の存続に向けた取り組み、「雇用・産業」の分野では労働力の確保及び創出、6次産業化の推進、「地域」分野では山形鉄道の経営支援、西廻り幹線道路整備促進、地域医療システムの充実、定住環境の整備、「防災」の分野では緊急防災情報の伝達手段の拡充などが挙げられます。そのほか、委託事業の関係団体による受け皿の体制整備とその育成につきましても、課題として残っていると認識しているところであります。これら課題につきましても、人口減少、少子高齢化社会における条件不利地の一市町村にとっては、一筋縄ではいかない複雑かつ困難な問題でもあると認識をさせていただいております。

平成31年度は、現在の総合計画の総仕上げの年度でもあり、これまで実施してきた施

策を評価・検証しつつ、特にこれら課題とされる施策については次期総合計画において重点的に対策を講じていく必要があると考えているところであります。

また、現在策定を進めている新たな総合計画につきましては、広く町民の皆様への参加を求めるため、既に実施させていただいておりますまちづくりアンケートやまちづくり座談会、各関係団体との意見交換、パブリックコメントなど、幅広く町民の皆様からのご意見を頂戴して進めてきており、その手段の一つとして白鷹町まちづくり町民会議を設置させていただいているところであります。

同会議では、新たな総合計画の策定に必要な事項につきまして提言を行うこととしており、PTAや教員、保育園保護者会、農商工団体、地域づくり団体、移住者など各分野で活躍されておられる幅広い層と年代の方々15名に加え、庁舎内ワーキンググループの町職員18名が参加させていただく形で構成をしているところであります。同会議では、本町の強み、弱み、将来人口推計を踏まえた現状分析、将来像の検討、分野ごとのアイデアの検討などにつきまして、計5回の会議にわたり議論されてきたところであります。その中では、これまで実施した子育て環境の充実や教育環境整備などへの評価の声がある一方で、本町の課題として考えられるものも意見として出されております。具体的には、若者の転出が顕著である状況を踏まえた若者が働きたくなる産業・ベンチャーへの支援の必要性、町内産のよい農作物が多い状況を踏まえ、さらなる付加価値の創出のため6次産業化の必要性などの意見が出されているところであります。これらにつきましては、改めて課題として認識し、今後町が捉えている課題とあわせ、重点的に対応していく必要があると考えているところであります。

なお、同会議では、これら議論を踏まえ、先般、第6次総合計画策定に対し、将来像、施策の大綱、施策の推進につきまして、提言としてまとめて提出をいただいたところであります。

次に、将来に向けたまちづくりの考え方や想定される政策、まちづくりへの思いにつきましてお答えをさせていただきます。

第6次総合計画基本構想におきましては、引き続き「共創のまちづくり」の理念を継承してまいりたいと考えているところであります。その上で、本格的な人口減少社会においても地域の個性を生かした活動を通じて、人と人がつながり、豊かさを実感でき、住み続けることができる地域づくりを進めることが重要と考えているところであります。

地域に暮らす人々が、共助の精神のもとで地域の担い手として積極的に地域づくりにかかり、特色ある資源を活用しながら地域を磨き、持続可能なコミュニティーを形成し、安心して住み続けることができること、さらに人々が多様な地域や世代を超えて対流をすることにより、未来に向かって発展していくことが目指すべき姿であると考えているところであります。

このような視点のもと、新たな総合計画の基本構想では、4つの基本目標と施策の大

綱につきまして整理させていただいているところであります。

あわせて、今後のまちづくりを進める上では、関係市町と互いに独自性を尊重しつつ、連携・役割分担をして、地域の活性化に向けた取り組みを推進する「定住自立圏構想」など、広域的につながる取り組みを推進することが必要不可欠と考えているところであります。これらにより広域的に連携していくことにより、市町村の枠を超えた圏域として定住に向けた機能の充実や地域の魅力向上を目指してまいりたいと考えているところであります。

以上、菅原議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 菅原隆男君。

○12番（菅原隆男） 今、町長から「共創のまちづくり」について具体的なお答弁をいただいたところであります。そこで、第6次総合計画の策定にいよいよ入るわけですが、第6次総合計画の具現化やこれからのまちづくりの展開において、財政運営の基本的な考え方などを伺いたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 財政運営につきましては、非常に町の財政で、きのうもお答弁をさせていただきましたけれども、やはり持続可能なまちづくりを進めていくという中におきまして、確実に町民の皆様方のニーズにお応えできる流れをつくっていく必要があると認識をしているところでございます。現在進めている事業は大変大規模なプロジェクトの中で展開しているということで、起債がふえてもおりますし、それらの事実を踏まえたときに、いかに有利な財源を導入し、地域のお声に反映できるようなまちづくりをしていくのかということだろうと思います。そのようなことを踏まえながら、これから基金の造成もたゆまず努力をして進めていくこと、そして税収をできるだけふやすということ、それから地方交付税が新年度はふえるとお聞きしておりますけれども、残念ながらそれが確実に今後とも伸びると言えるようなことはないのでありますので、この辺は年度ごとのいろいろな事情はあるにいたしましても、やはり持続可能なまちづくりを進めるための財源確保というものは必要であると認識をし、これからも取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 菅原隆男君。

○12番（菅原隆男） 今、地方交付税などの話も出ました。私どものような小さな自治体は、どうしても地方交付税に頼らざるを得ないわけですが、人口減少、あるいは生産人口の減少など、課題がたくさんあるわけでありまして。健全な財政運営に努めていただきたいと、こう願うものであります。

次に、町産材の活用について伺います。

町産材の活用については、既に愛真こども園、「日本の紅（あか）をつくる町推進拠点施設山峡紅（べに）の里」が建設されて、今現在は複合施設が建設中でありまして、

緑の循環システムを構築し、町産材の積極的な活用を行ってきたということは高く評価するところであります。今後の木材の活用についてはどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） まず、町産材を活用しながら、そして地元の産業の振興を図っていききたいと、その流れの中でやはり我々は大先輩の皆様が植栽された木材をいかに切って、そして使って、また植栽するかという流れを一連にしていくための町産材の活用というようなことを定義づけながら取り組んできたところでもございました。

今議員からお話ございましたように、町産材をふんだんに使った施設づくりに今取り組みさせていただいておりますし、まちづくり複合施設はもちろんでございますが、愛真こども園、「日本の紅（あか）をつくる町」拠点施設の整備、あるいは今特別養護老人ホームを西中跡につくらせていただいているわけでございます。その際に、一番のターニングポイントとなったものは、やはり企業のご努力でつくっていただきましたおきたま木材乾燥センターだと認識をしております。このおきたま木材乾燥センターが、製品の統一性といいますか、非常に高いレベルの木材の製品をつくっていただけてきたということが、いろいろな施設に潤沢に使わせていただけるような環境づくりをしていただいたと。特にこれから我々として期待させていただいているのは、日本農林規格、JAS規格を取得していただきたいものだという思いを持っているところでございます。実際にそのような取り組みを今進めているということでもあります。

議員ご案内であります、森林環境譲与税が来年度からそれぞれ自治体に交付されることになりました。これは人工林をベースとしたものと、あるいは人口をもとにしたということでもあります。ですから、全然山のない自治体にも譲与税は交付されます。この内容はなぜかということに相なりますけれども、実は公共施設等々についてぜひ改築等に向けた場合木造化にしてほしいという願いの中で、この森林環境譲与税が設定されております。やはり我々としては、そういうことを十分に踏まえながら取り組んでいく必要があるなと思っているところでもあります。やはり間違いなくこの譲与税に関しましては改めて森林経営管理制度などへの移行なども求められてくるわけでして、今後、放置林となった人工林をどのように我々が管理をしていき、それを育林していくかということについての必要性が出てくると。これらについては、やはり森林組合等のいろいろなお力をおかりしながら取り組んでいく必要があると思っておりますが、今現在町の森林・林業再生協議会を中心として、まずはその方向性をきちんと定めていきたいと思っております。これから、これらのいろいろな流れをうまく軌道に乗せながら、我々としてはおきたま木材乾燥センターが農林規格の認証をいただいた段階におきましては、他の市町にも積極的な働きかけをしてまいりたいと考えさせていただいているところでもあります。

○議長（遠藤幸一） 菅原隆男君。

○12番（菅原隆男） ありがとうございます。

次に、人口減少と今後のまちづくりの部分について伺いたいと思います。

例えばですが、私の住んでいる地区でも町外に住んでいる息子、娘が将来とも家に戻らないだろうなという話も何軒か聞いているところであります。恐らく私の地域だけでなく、他の地域も同じような現状であるのかなと思っております。

人口減少、少子化は避けられない課題であると思いますが、一方で荒砥橋の改修によって町も変わっていくのではないかという期待もあります。町民の大きな期待でもある荒砥橋の改修に対応して、今後具体的にはどのようなまちづくりを考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 先ほども申し上げましたけれども、荒砥橋は本当に着々と進んでまいりまして、やはり期待度が非常に大きいと。町民の皆様方から、本当に早く、いつというようなことを話しかけられている状況でございます。ここまでになるには、本当に町民の皆様のお力添え、そして議員の皆様方のお力添え、ご支援があったからこそ、このような荒砥橋の改築に向けての取り組みができてきたのではないのかなと思ひ、感謝を申し上げているところでございます。

ご案内でありますとおり、昭和29年10月に1町5カ村が統合されたわけございまして、その当時としては鮎貝地区にもすばらしい商業の形成された市街地がありました。あるいは荒砥にもすばらしい商業をベースとした市街地が形成されておったということでございます。やはりそれらを考えたときに、白鷹町は最上川を挟み、それぞれのいいところを出し合いながら取り組んでいこうということで、当時都市計画の中では複眼都市という言葉なども使われて、まちづくりを進めてきたということでもあります。しかし、現状を考えた場合に、複眼都市と言えるようなものでなく、どうやったら一体的な整備ができるかということをお我々としては臨んで、まちづくりを進めていかなければならないのではないかとございます。それがこのたびの荒砥橋が改築していただける大きなチャンスであると思ひます。逆にそれを利用して、白鷹町は一本であると、それぞれの役割分担を生かしながら取り組んでいこうという考え方を私どもとしては持っていきたいというようなことでもあります。

今、鮎貝まちづくり事業におきましても、工場もできておりますし、住宅も本当にすばらしい住宅がどんどんどんどん出てきております。ただ、今議員が心配された、町内における家庭の中から若いご夫婦が新たに住宅を建築するというケースが非常に多いようございまして、この辺については心配はしておりますが、ただやはり現実問題としてそれは受け入れなければならないところでもあります。この辺についてはそういう状況ではありますけれども、まちづくりの中といたしましてはそういう地域の特徴を生か

したものをやっていく必要があるのではないのかなと思っていますところでございます。

もう1点は、鮎貝地区という地域の中で、鮎貝区の区長方からも要望をいただいておりますけれども、やはり買い物がなかなか思うようにできないという悩みもお聞きしております。この件については、やはり他市町に頼らざるを得ない部分もちろんあるわけですが、これを何とか解決する方法を我々として見出せないかということで、今いろいろ研究、検討を重ねさせていただいております。この件については、いましばらく時間をいただきながら、方向性を出していく必要があるなと考えているところでもあります。

そのような中で、先ほど来申し上げておりますが、人口減少ということはもう本当に残念ながら進んでいるという中を肯定しながら、住んでいる我々がどのように幸せであるということを実感できるようなまちづくりをしていく必要があるのではないのかなと考えているところではあります。やはりこれから高齢化が進みますと、買い物難民というよりも移動難民が出てくる可能性もあると思っておりますし、もう既に出ているのではないかと。移動ということは、どこかに行きたいのだけれども行けないというようなことであります。デマンドタクシーをお使いになろうとしても、やはり500円、300円はかかるわけですから、費用負担が伴ってまいります。我々としてはどういう視点でそういう方々を見守りをしていけるのか、考えていく時代が来ているのかなと認識をさせていただいているところでもあります。

人口減少の中におけます荒砥橋については、大きな期待を持って、そして我々はまちづくりの大きな要因として、道路が狭くてということだけでなく、これからはそれを生かしながらのまちづくりを進めていけるようにしていきたいと考えているところでもあります。

○議長（遠藤幸一） 菅原隆男君。

○12番（菅原隆男） いろいろありがとうございました。

我が町の人口も、2040年には推定では1万人を割ると言われております。人口減少、これは本当に大きな課題でありまして、小さな集落などはなくなる可能性もあるわけです。今後のまちづくりについて、いろいろ質問をさせていただきましたが、この町に住んでよかったと思えるまちづくりをぜひ進めていかなければならないと、私も町長と同じ考えであります。町長が進める町民とともに作る「共創のまちづくり」をしっかりと推進していただきたいと申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠藤幸一） これで菅原隆男議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時55分といたします。

休 憩 （午前10時36分）

再 開 (午前10時55分)

○議長(遠藤幸一) 休憩前に復し、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

次に、「いじめや虐待から子どもを守るには」3番、笹原俊一君。

[3番 笹原俊一 登壇]

○3番(笹原俊一) 一般質問を行います。

先般、千葉県で10歳の女の子が虐待で死亡し、両親が逮捕されました。助けを求めている子どもをなぜ救うことができなかったのか、本当に悔やまれてなりません。報道される児童虐待の実態は、耳を疑いたくなるような内容でした。

その後、各地で子どもたちから寄せられる相談も急増しているとの報道もありました。我が町では大丈夫なのか、非常に心配になるわけであります。いじめや虐待を何としてもなくしたい、とうとい命を守りたい、この思いは全ての人の願いであると思いたいものであります。子どもたちを守るために、できることは何でもやるとの思いを込めて質問をいたします。

現在、当町の相談窓口は、町民課に町民生活相談センター、健康福祉課に児童虐待相談・子育て総合相談、教育委員会に教育相談がそれぞれ設置されているようですが、子どもたちに関する相談件数は増加の傾向にあるのでしょうか。現状を伺います。

課ごとに設置されている相談窓口に寄せられる相談には、内容によって共通するものもあるかと思われま。情報を共有し、各課で連携して対応しなければならないものもあるかと思ひます。解決に向けた体制はどのようにとられているのかを伺ひます。

町では、子育て世代包括支援センターが設置され、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ない支援で子育てを応援していると理解をしております。今後ますます核家族化が進む中、子育てをする保護者が孤独感にさいなまれることがないように、遠慮なく気軽に相談できる体制づくりが求められると思ひます。個別相談のほか、子育てに関する勉強会や研修会の開催も必要と思ひますが、町では現在どのような形で行っているのかを伺ひます。

次に、小中学生について伺ひます。

近年、町内各学校では子どもたちはおおむね落ちついた生活を送っている様子で、スポーツや文化面で素晴らしい活躍が見られることは大変にうれしいことでありま。指導に当たっておられる先生方に、深く敬意を表するものでありま。

半面、休みがちな子どもたちも少なからずいると聞いて、心配をしているところござひます。現在の不登校、別室登校、いじめの実態はどのような現状でしょうか。また、近年の推移を伺ひます。

それらの要因は家庭内にあるのか、学校にあるのか、友人関係にあるのか、さまざまなことが考えられるかと思ひます。町では、これまでスクールカウンセラー、教育相談

員、学校生活支援員などを配置し、対応してきたと思われませんが、それぞれの活動状況と個別事情の正確な把握と対応はとられているのかを伺います。また、情報の共有が図られているのかも伺います。

次に、近年広がっている新しい相談方法について伺います。

LINEなどSNSを活用した行政や民間の相談窓口が各地に広がっています。若者を中心に、いじめへの対応や自殺防止につながる手段として、相談する敷居が低くなったと注目を集めています。従来の相談窓口は、対面型か電話です。しかし、対面型では当然窓口へ足を運ぶ必要があり、電話も他人に聞かれないように周囲に注意を払わなければいけません。それに対して、SNSを活用した相談窓口には、多くの相談が寄せられているようであります。いじめや自殺防止だけではなく、SNSを使った相談事業は各地に広がっております。

2つの事例を紹介いたします。新庄市は、2016年2月からLINEを使った子育て相談を始めております。保育士資格を持つスタッフが応じているようであります。また、札幌市では2016年8月から若い女性の相談に応じる「ガールズ相談」をLINEで実施しています。女性のカウンセラーや臨床心理士などが対応しているようであります。

町としてこういう相談窓口を開設するには多くの課題があると思いますが、反面、10代から30代の連絡手段はSNSが圧倒的に多く、特にLINEの利用率は8割から9割を占めることを考えると、町としてSNSを活用した相談体制の構築を検討してはどうかと思いますが、ご所見を伺います。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 笹原議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

最近の児童虐待に関する報道は、まさしく耳を塞ぎたくなるような内容であり、罪のないとうい命が奪われたことに対して、心が痛むばかりです。

山形県内における児童虐待の認定件数を見ますと、平成26年に403件と過去最高となり、その後は若干の変動はあるものの、依然として300件を超える件数となっているような状況であります。

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるものであることから、その防止に向けて社会全体で取り組まなければならない重要な課題であると認識をしております。

議員からは、「いじめや虐待から子どもを守るには」というテーマで、相談窓口へ寄せられる相談件数や、相談に対する情報共有や解決に向けた体制等に関して質問をいただいておりますので、まずは児童虐待の防止に関する町の対応等についてお答えをさせていただきます。

児童虐待における町の役割といたしましては、平成28年の児童福祉法の改正により、

子どもと家庭に関する第一義的な相談・通告窓口は市町村が担い、身近な場所における児童の福祉に関する支援等を適切に行うこととされております。また、社会全体で虐待を防止するといった観点から、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律では、虐待を受けたと思われる児童を発見した者はこれを市町村や児童相談所に通告しなければならないとされており、医療機関、児童福祉施設や学校等においても市町村に情報提供をするよう努めなければならないとされているところであります。

町では、児童虐待の防止や相談・通告等に関し、毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、広報誌への掲載を初めとして町内保育園、こども園を通じて保護者の方へチラシの配付等を行うなど、周知に努めさせていただいております。

町での児童虐待対応の窓口機能は健康福祉課で担っており、町民の皆様方から健康福祉課以外にいただいた相談等で虐待を疑う事案がある場合には、速やかに所管課と健康福祉課間で情報を共有することとしております。

件数や相談内容に関しましては、申し上げることにより事案の特定につながることも懸念されますことから、この場で申し上げることは差し控えさせていただきたいと思っております。町が児童福祉法の規定に基づき設置しております要保護児童対策地域協議会の場におきまして、委員の皆様にご協力をお願いしながら、年度ごとの状況等について報告させていただいているところであります。

実際に児童虐待の相談・通告等があった場合は、県から示された「市町村のための子ども虐待対応マニュアル」に基づき対応しております。虐待が疑われるとの情報提供があった場合は、直ちにその情報による受付票や調査票を作成し、健康福祉課内での受理会議を開催し、初期調査・対応について協議することとしております。同時に、対象児童の状態確認や面談等を実施するとともに、関係機関への聞き取りを行い、その状況に応じて児童相談所へ報告することとしております。

状態確認や聞き取りの結果、児童虐待と認められた場合は、対象児童の現状に応じて組織内部を含む関係機関と個別ケース検討会議を重ね、情報共有を行い、今後の支援方針や支援内容を話し合い、それぞれの立場での役割を確認しながら、児童や保護者に対して支援を行うこととしております。

一方、支援を継続しても状況が改善せず、児童のさらなる安全確保や専門的なケアが必要な場合や、虐待と認められた段階で速やかに児童の一時保護等の措置が必要であると判断した場合は、直ちに児童相談所へ送致し、対応していただくこととなりますが、その場合でも町は児童相談所と連携をとりながら、児童や保護者と継続してかわりを持ち、支援していくこととなります。

どのような理由であれ、未来ある子どもの心や身体が無理やり傷つけられることは絶対にあってはならないという思いを常に持ち、虐待の防止に努めてまいります。

次に、子育て世代包括支援センターの機能についてお答えをさせていただきます。

子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠期から子育て期までのさまざまなニーズに対して総合的支援を提供するためのワンストップ拠点として位置づけ、今年度、健康福祉課内に設置したところであります。同センターには保健師等を配置し、母子保健や児童に関する悩みに円滑に対応するため、プライバシーに配慮した相談室の設置など、機能の充実を図り、気軽に相談できる体制をとっております。主に妊娠や子育てに関する相談が多く、その他予防接種に関する相談などもいただいているところであります。

近年、核家族化やライフスタイルの変化から、妊娠期から子育て期の母親は心身の不調や精神的に育児不安に陥るケース、発育・発達などに支援が必要なケース等も見られることから、個別のケースに合わせたきめ細やかな対応を心がけております。

また、乳幼児の虐待の防止という視点では、新生児の全戸訪問や3カ月・9カ月児健診を初めとした乳幼児健診も有効に機能しているものと考えております。健診での保護者への聞き取りの中で、育てにくさを感じていないか、楽しく子育てできているかなどを確認しながら、保健師が保護者に対して安心して適切な子育てができるよう、丁寧な対応、支援を行っております。

知識の習得や仲間づくり等を目的として、マタニティクラスを開催しております。そのほかにも、乳幼児健診や離乳食、すくすく発達相談といった乳幼児向けの健診や教室を開催し、子育てに関するアドバイスや各種の情報提供を行っております。

なお、小中学生の状況につきましては、後ほど教育長に答弁いたさせます。

次に、SNSを活用した相談体制につきましてお答えをさせていただきます。

近年、情報通信技術の発達等により、個人が求める情報の取得、提供に関しても多様化が進んでおります。このことは、行政サービスについても同様であり、議員ご指摘のとおり多くの自治体でSNSを活用したサービスの提供がなされております。

議員ご提案のSNSを活用した相談体制の構築につきまして、子育て分野における現在の考え方といたしましては、昨年度の12月議会での笹原議員の一般質問の中で健康福祉課長に答弁をいたさせましたとおり、基本的には顔の見える支援という考え方であるところであります。今後も関係機関と連絡調整を図り、本町の子どもたちの健やかな成長を支援するための取り組みを確実に進めてまいりたいと考えているところであります。

以上、私の立場から笹原議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 教育長、沼澤政幸君。

○教育長（沼澤政幸） 小中学生の関係につきましては、私からお答えをさせていただきます。

まず最初に、小中学校における不登校、別室登校児童生徒の実態についてお答えいたします。

9月の議会での奥山議員の質問に対する答弁と重なるところが多いかと思えますけれ

ども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

不登校傾向児童生徒、別室登校児童生徒が多いことは、本町学校教育の大きな課題であります。年度内で30日以上欠席した場合、不登校となります。欠席30日未満で別室での学習が自分の学級での学習時間を上回っている場合、別室登校として数を把握しております。

現在の不登校児童生徒数は、小学校3名、中学校11名の状況でございます。平成29年度につきましては小学校5名、中学校12名、平成28年度につきましては小学校2名、中学校12名となっており、この3年間はほぼ同数で推移している状況でございます。

次に、現在の別室登校児童生徒数についてであります。小学校1名、中学校11名の状況です。平成29年度につきましては小学校1名、中学校5名、平成28年度につきましては小学校3名、中学校3名でございましたので、今年度、中学校において数が増加しているという状況でございます。

個別の事案につきましては、原因が特定できない事案がほとんどでございます。考えられる傾向としては、小学校ではクラスや学校になじむことができずに不登校になるケースが多いと感じております。中学校では、生活リズムの乱れ、あるいはメディア使用の影響、メディア依存、家庭環境、学習意欲が持てないなどの怠学傾向、人間関係づくりが不得手であるなどということが考えられると把握しているところでございます。

各学校の状況につきましては、県が年3回実施している「いじめ・長期欠席・学級経営・虐待の実態調査」を通して把握しておりますし、国の調査も年1回実施して、把握しております。

町では、毎月開催している教育相談定例会、教頭会、校長会等でも情報を共有し、対応について協議の機会を設けております。この実態を解決するために、多くの取り組みを実施しております。

次に、スクールカウンセラー、教育相談員、生活支援員などの活動状況についてお答えいたします。

スクールカウンセラーにつきましては、県の事業として2人のカウンセラーを年間210時間、白鷹中学校に派遣していただいております。児童生徒、保護者に対するカウンセリング件数は、小学校7件、中学校39件であります。不登校・不適應の改善に向けた取り組みのみならず、人間関係の悩みや学業の悩みなど、個に応じた相談・対応を行っております。

ただ、スクールカウンセラーの日程は常に予約でいっぱい状況であり、急を要する場合の対応が困難なため、今年度から町単独でカウンセリング事業を行っております。不登校に至りそうであったり、急を要する場合であったりする際に、カウンセラーを要請し、個別相談等に対応する事業であり、今年度の児童生徒・保護者に対するカウンセリングはこれまで4人に対し計8回実施しているところでございます。

教育相談員につきましては、現在2名の相談員に対応していただいております。中学校で増加している別室登校生徒に対する指導を、生徒2人に対して週2回、1時間ずつ指導していただいております。また、適応指導教室には現在2名の生徒が通級しており、週4回、学習指導を行っていただいております。また、先ほど申し上げました教育相談定例会にも毎月参加いただき、各学校の担当教員に対し適宜助言をしていただいております。

次に、生活支援員につきましては、各小中学校に合わせて10名配置し、支援が必要な児童生徒への指導等をきめ細やかに行っていただいております。

さらに、今年度、学校と家庭と行政をつなぐ役割として、県よりスクールソーシャルワーク・コーディネーターを配置いただいております。不登校児童生徒やその保護者と信頼関係を築きながら、学校復帰、教室復帰に向けた支援を継続して行っております。

一番大切なことは、新たな不登校を出さないこと、つまり未然防止の取り組みです。学級や学校をどの児童生徒にも落ちつける場所にする「居場所づくり」、日々の活動で全員が活躍できる「きずなづくり」、全ての児童生徒が参加・活躍できる「わかる楽しい授業づくり」を進めることが、不登校の未然防止につながるものと考えております。

続きまして、小中学校におけるいじめの実態につきましてお答えいたします。

平成29年3月に、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が改定され、いじめの定義が「けんかやふざけ合いであっても」「相手のためを思って行った行為であっても」背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば、いじめと認知することになりました。

また、いじめの解消については、いじめの行為がやんでいたとしても、すぐには解消とはせず、少なくとも3カ月以上の期間は注意深く見守る必要があるとされたところであります。

現在のいじめの認知件数につきましては、小学校55件、中学校9件、このうち解消件数、小学校26件、中学校3件となっております。平成29年度の認知件数は、小学校3件、中学校14件となっており、解消件数は小学校2件、中学校14件となっております。

今年度の認知件数が急激に増加している理由として、先ほど申しましたいじめ防止基本方針の改定に伴い、いじめの認知が広く積極的に行われるようになったものと捉えております。

いじめの態様といたしましては、「冷やかしやからかい、悪口を言う」が一番多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりする」が多い状況でございます。「携帯電話での誹謗中傷」も1件認知しているところでございます。発見のきっかけについては、学校が取り組むアンケート調査からの認知が多く、本人からの訴えも発見のきっかけとなっております。

今後もしじめの未然防止に向けて、各学校のいじめ防止基本方針に基づいて取り組ん

でいくことはもちろん、道徳教育や体験的な活動の充実など、学校教育全体の中で取り組みを進めていく必要があると考えております。

また、いじめの4層構造である「被害者」「加害者」「観衆」「傍観者」のうち、特に「傍観者」につきましては、いじめをとめることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つことができるように支援していく必要もあると考えております。

不登校やいじめを解消し、安心して生き生きと学校生活を送ることができるよう、学校を支援していきたいと思っているところでございます。

続きまして、SNSを活用した相談体制の構築につきまして、お答えいたします。

会員制交流サイトなどのSNSを活用した相談窓口について、文部科学省いじめ防止対策協議会が平成30年3月に「SNSを活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）」として示されたところです。

本町におきましては、国、県の動向を注視しながら、先進的な取り組みについて研究してまいりたいと考えておりますが、SNSについては匿名性が高く、情報の取り扱いには注意が必要だということも課題と認識しておりますので、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） 町長と教育長にご答弁をいただきました。

最初に、さまざまな形で相談があるわけでありませけれども、虐待につながるような原因の一つに、夫から妻への暴力というのも挙げられているようでございます。子どもは本当に親を頼って生活をしているわけですが、親自身の生活なりそういうところに課題がある、相談をしてくるようなところはまだ大丈夫だと思うのですが、そういう気づきのところがある、また周囲、近所からの相談があるというようなさまざまなケースが考えられると思うのですが、先ほど町長も情報の共有というお話をたくさんしていただきましたけれども、実際にそういう形で情報の共有がとられているというお話でございました。本当にしっかりとまた情報共有を図りながら、さらに進めていっていただきたいと思っております。

そこで、要保護児童対策地域協議会というものがありますというお話でしたけれども、この協議会の内容について少し詳しくお聞きしたいと思います。構成メンバーや活動内容はどのような形になるのでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えをさせていただきます。

要保護児童対策地域協議会の組織につきましては、要保護児童の適切な保護または要保護児童等への適切な支援を図るために、児童福祉法の規定に基づき市町村が設置をする組織でございます。町では、法務局や児童相談所、または警察等の国、県の機関及び

医療機関、町内の教育機関や民生児童委員、人権擁護委員の代表者や実務者の方で組織をいたしまして、代表者会議と実務者会議というものを設置しているところでございます。

代表者会議につきましては、基本的には年1回、関係機関の代表者にお集まりをいただきまして、町での相談や対応の状況の確認、そして協議会が円滑に運営されるための意見などをいただいております。また、児童相談所から連携の仕方などについての研修なども行っているところでございます。

実務者会議につきましては、関係機関の実務者で組織するわけでありまして、年3回、定期的な開催をいたしまして、要保護の協議会の対象となっておりますお子さんへの支援状況や支援方針の確認、見直しを行っております。

これらのほかに、新規でケースが発生した場合や、従来からのケースで再度その方向性を検討しなければいけないという事案が生じた場合には、実務者等を含めまして個別ケース検討会議を開催しているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） さまざまな関係者の方がお集まりいただき協議会を構成されているというお話でございましたけれども、代表者会議が年1回、実務者会議が年3回という、ちょっと考えると少ないのではないかと若干思うのですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えをいたします。

代表者会議、実務者会議のほかに、申し上げました個別ケース検討会議を行っております。虐待疑いの情報提供がなされた場合につきましては、基本的には48時間以内の子どもの安全確認ということが求められておりますので、そのような対応を図った上で、個別ケース検討会議が必要だということになれば随時開くことになっておりますので、対応におくれが生じるようなことにはなっておらないと思っております。以上です。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） スピード感を持ってやられているということでございます。ありがとうございます。

それで、先ほど子育て世代包括支援センターの話もございました。個別訪問もしていただきながら、保護者の方に寄り添った対応をされていると理解しておりますけれども、気軽に相談ができる体制というのは、相談者と担当者との人間関係をつくっていかないとできないことではないかなと思いますけれども、そういう担当の方、保健師またはかわる方とお母さん、お父さん方との関係性は良好だという形で捉えてよろしいでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えを申し上げます。

お子さんがお生まれになりますと、新生児の全戸訪問という形で保健師が訪問させていただいております。現在は生後2カ月までは全戸回らせていただくような体制をとらせていただいておりますが、その際にご家庭の状況などを確認させていただきながら、心配な部分についての相談にも乗らせていただいております。担当保健師はそれぞれ連携をとりまして、気になる部分などについてはこれもやはり個別のケース会議という形で、情報を共有しながら、担当保健師がいない場合であってもそのお子さんに対するフォローをする体制は整えているつもりでありますので、そのような中では信頼をいただいているものかなと思っております。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） 本当に自分たちの事情なり自分のことをわかっている人には相談をしたいものがございますので、そういう形で人間関係を構築していただきたいなと思います。

先ほど課長のお話からは、町内で生まれて、届け出のあった子どもたちは全員把握をされているということだと思いますけれども、そういう捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えを申し上げます。

町に届け出のありましたお子さんにつきましては、先ほどお話をさせていただいたとおり全戸訪問をさせていただいておりますので、全てのお子さんについて把握をさせていただいているものと理解しております。また、その後につきましても、乳幼児健診を実施しておりまして、未受診であった場合については直接電話や訪問等によりまして受診を勧奨するということになっておりますので、この健診を未受診のままで今まで過ごされているという例はございませんので、そういう意味では把握をさせていただいているという考え方で理解しております。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） ありがとうございます。

先ほど子育てに関する相談が多いということとか、予防接種に関する相談などをいただいているというお話でしたけれども、やはり年々そういう相談件数はふえているということでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えをいたします。

子育てにかかわる相談ということになりますと、詳しく何件という形で私今申し上げることはできないのですが、ことしであれば先ほど町長が答弁いたしましたように相談に関しては約100件ほど寄せられているという現状で把握をしているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） ありがとうございます。引き続き本当に気軽に相談できる体制づくりに努めていただきたいと思います。

次に、小中学生について伺いたいと思いますけれども、先ほどご答弁いただきました。本当に学校ではなかなか不登校が減らないようでございます。不登校は横ばいなんですけれども、別室登校はふえているというお話もありました。小学校から中学校に行くときにも当然情報は行っているという形だと思いますが、小学校でちょっと心配な方も、逆に今度中学校からふえているという現状だと思いますが、この原因というのはなかなか特定できないというお話が先ほどありましたけれども、悩ましいところではありますけれども、どういう形で捉えているのか、もう一回お聞かせいただきたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 教育長、沼澤政幸君。

○教育長（沼澤政幸） お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、9月の議会でも申し上げましたとおり、小学校入学以来、指導要録というものを各学校で作成しておりますので、その指導要録をひもとして、小学校のどの段階から少し学校を休みがちになったのかとか、本当に小学校の最初からたどっているところがございます。そうしますと、小学校の早い段階から、不登校には至らなくても、30日には至らなくても、時々休む児童だったなどというようなことがわかってまいりますけれども、ただそれぞれ事情が違うようで、こういう理由で不登校あるいは別室登校に陥ったということ特定するには、正直なところ至っていないという状況でございます。ただ、学校の環境に問題があるのかと、学校に居場所がないのかと、あるいは学校が荒れていて学校に行きたくないのかとか、あるいは学校で意地悪をされたり、いじめられたりして行けない、あるいは教室に入れないのかということ考えたときに、そういったことはほとんどないと。全くないと言ってもいいかなと思っております。これは外部の、例えば置賜教育事務所の指導主事の先生方もそのように申しておると。本当に謎ですねということをお願いしておりますので、我々教育委員会でもどうしてこういう状況なのかということを一先懸命探っておりますけれども、特定できないという状況でございます、明確なお答えはできない状況でございます。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） 白鷹町の学校だけではなくて、他校でも、ほかの市町村でもあるような問題なのかと思います。

教育相談定例会というのが開催されているとお伺いいたしました。毎月開催されているという形でございますが、これはスクールカウンセラーとか教育相談員、生活支援員、教育にかかわる、相談にかかわる全ての方が参加をされていると捉えてよろしいですか。

○議長（遠藤幸一） 教育次長、田宮 修君。

○教育次長（田宮 修） お答えいたします。

教育相談定例会につきましては、不登校や不適應の児童生徒に対して関係者が情報共有して対応に当たるといふことで開催しておりますが、参加者には各学校の担当の先生、それから教育相談員の方2名、それからスクールソーシャルワーク・コーディネーター、あと教育委員会の指導主事がメンバーになっておりまして、毎月1回開催しているものでございます。以上です。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） スクールソーシャルワーク・コーディネーターの役割と活動内容を教えてください。

○議長（遠藤幸一） 教育次長、田宮 修君。

○教育次長（田宮 修） お答えいたします。

スクールソーシャルワーク・コーディネーターにつきましては、いじめや不登校、それから暴力行為、児童虐待など、児童生徒上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する社会福祉士等を山形県の教育委員会から派遣いただいているものでございます。

具体的な職務につきましては、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけであったり、関係機関とのネットワーク構築や連絡調整といったこと、それから学校内におけるチーム体制の構築支援といったようなことを担っていただいております。

今年度から1名派遣いただいております、2年間の予定で活動いただいております。

現在の不登校傾向の児童に対して、学校と保護者の要請を受けて面談、それから訪問等を行っております、その中で福祉支援事業の情報提供やNPOの支援に関する情報提供などを行って、本人、それから保護者の方々の相談に当たっていただいております。

以上です。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） 家庭訪問まで行っていただいております、本当に子どもたちと会っていただいているということでございますけれども、なかなか会えない子どもも当然いらっしゃると思いますが、苦勞されていると思いますけれども、成果は着実に上がっているという捉え方でよろしいですか。

○議長（遠藤幸一） 教育次長、田宮 修君。

○教育次長（田宮 修） 不登校の児童生徒と会っているかということだと思いますけれども、現在の不登校傾向の児童生徒に対しましては、担任が中心となって家庭との連絡をとってございます。欠席が続く場合は、週1回から2回程度、担任が直接家庭訪問等を行ったり、電話をかけたり、連絡をしている状況です。ほとんどの児童生徒とは会うことはできておりますけれども、中には児童生徒本人が拒否するというケースもありますので、そういった場合は定期的に家庭と連絡をとって、保護者の方との面談等を通じて情報を聞いたりしているということでもあります。そういった中で先ほどのスクールソ

ーシャルワーク・コーディネーターにも参加いただきまして、そういった対応に当たっていただいているということで、継続的な取り組みを今しているところでございます。以上です。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） そしてその後学校に実際に登校している子たちのいじめの問題でございます。先ほどいろいろ報告をいただきました。いじめの認知件数、今年度は小学校55件、中学校9件と。解消件数が小学校26件、中学校3件と。半数以上はなかなか解消されていないという厳しい現状が報告されたわけですけれども、現在、年度も間もなく終わるといふ中でこういう状態だということで、本当に難しい問題があるのかなと思います。

発見のきっかけですけれども、学校が取り組むアンケート調査、それから本人からの訴えということですが、アンケート調査はどのぐらいの頻度で行っているのでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 教育長、沼澤政幸君。

○教育長（沼澤政幸） 毎月行っている学校もございますし、国からは年間2回は必ず行うということでございます。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） 中学校はどのぐらいの頻度で行っていますか。

○議長（遠藤幸一） 教育長、沼澤政幸君。

○教育長（沼澤政幸） ちょっと今この場ではお答えできませんけれども、少なくとも先ほど申しました年間2回は行っているという認識しております。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） こういうアンケートは、毎月毎月子どもたちに聞くというのなかなか大変な部分だと思いますけれども、早期発見というようなところもあったり、難しい問題だなと思いますが、その辺のところ、学校の先生はそのケースの中で検討しながら行っていると思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、教育委員会と健康福祉課の立場それぞれにお聞きするのですが、継続的な支援や虐待のおそれがある子どもの家庭がよその市町村に引っ越した場合、引っ越し先の自治体に申し送りはしっかりとされるのでしょうか。また、その逆の場合、よそから引っ越してこられた方の情報は入ってくるかどうか、教えていただきたいと思ひます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） 先に健康福祉課所管の部分でお答えをさせていただきます。

要保護児童という形で把握したケースにつきまして、転出の場合でありますけれども、転出することがわかりました段階で直ちに転入先の自治体の担当と連絡をとりまして、本町でのかかわりの状況等については電話等で説明をさせていただきます。その後、

ケースの移管書というものを作成いたしまして、ケースの概要がわかる資料を添付した上で引き継ぎという形で行っております。逆の場合、転入された場合もそのような形で引き継ぎを行っているということでございます。

○議長（遠藤幸一） 教育次長、田宮 修君。

○教育次長（田宮 修） 学校関係の引き継ぎについて申し上げます。

転入・転出、これはどこの教育委員会も同じだと思いますけれども、転入児童生徒を受け入れる場合、前の学校で作成しております指導要録というものがございまして、それが引き継がれます。指導要録につきましては、学校教育法施行規則によって校長がつくらなければならないものになっておりますので、その中に学籍に関する記録とか、あとは指導に関する記録がございまして、出席の状況や学習状況についての記載があります。ですので、いじめ、不登校にかかわらず転校すればこういった情報が引き継がれるということになっております。ただ、その中で把握し切れない情報につきましては、特記するようなことがある場合については、各校長先生同士が連絡を取り合って、情報を共有するというようなこともやっておられるということでもあります。以上です。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） 家庭状況、また子どもたちの状況が見えなくなることはないということだと理解いたしました。

最後に、SNSを活用した相談に関してお話をしたいのですが、やはり基本的には町長がおっしゃるように顔の見える支援というのが大事だと思いますし、1対1の対面が基本だと思いますけれども、その1対1の対面ができるまでのきっかけとなるような相談、そういう形で常日ごろ若者たちが利用しているLINEなりそういうツールが大事なのかなと思って、質問をさせていただきました。町単独としてはなかなか進めるのも本当に難しい部分があるし、これから研究をしていただく部分だと思いますけれども、現在厚生労働省のホームページでLINEによる相談窓口の対応ができるようございます。町のホームページからそういう厚生労働省のホームページにリンクできるような体制をとれないものかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 1回目の答弁でお答えをさせていただいたとおりでございます。多分議員も見られたと思いますが、白鷹中通信ではこのようなトラブルが大変心配ですと、これはあくまでも心配という意味で、あったということではございませんので、認識をお願いしたいと思います。それから、過日発行されましたローカル新聞であります山形新聞で、「SNSに潜む闇」というような報道もなされております。やはりこの辺が私どもとして先ほどご答弁申し上げましたようなお互いに顔が見えない、そこに信頼が構築するかということが大きな課題であります。改めて文部科学省であれ厚生労働省であれ法務省であれ、相談窓口はこれから多数出てくると思います。この辺についてリンク

するかどうかということは、したほうがよろしいのかどうかという検討から含めて対応を検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） 今後さまざまな形で、子どもたちが相談しづらい、行きづらいを解消するような取り組みが出てくると思いますので、ぜひ研究を重ねていただきまして、町としても対応をお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（遠藤幸一） これで笹原俊一議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終了いたしました。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開を午後1時15分といたします。

休 憩 （午前11時48分）

再 開 （午後 1時15分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

○議第50号～議第55号までの上程、説明、付託

○議長（遠藤幸一） 日程第2、議第50号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）についてから日程第7、議第55号 平成30年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまで、以上平成30年度各会計補正予算6件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、議第50号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第50号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国の補正予算事業の採択となった担い手確保・経営強化支援事業や町道安全対策事業等について計上するほか、下水道特別会計の県補償事業の立て替えに対応するため、財政調整基金の充当による繰出金の追加対応等についての所要の措置を講ずるものであります。また、今後見込まれる財政需要等に備え、減債基金への積み立てを行うものであります。

財源調整といたしましては、国県支出金、地方債及び繰入金等で対処するものであります。このほか、国の補正予算対応等に係る繰越明許費の設定並びにまちづくり複合施設整備事業等に係る債務負担行為の追加・廃止を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ3,491万円を追加し、歳入歳出それぞれ93億1,964万9,000円とするものであります。

なお、内容につきましては総務課長に説明いたさせますので、よろしくご決定賜りま

すようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議第50号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）。

平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,491万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億1,964万9,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

次ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入から申し上げます。

款、補正額及び計を申し上げます。

2款地方譲与税、860万円の減額、9,360万円。

10款交通安全対策特別交付金、20万円の減額、200万円。

11款分担金及び負担金、114万9,000円の減額、5,353万2,000円。

12款使用料及び手数料、17万3,000円、4,482万6,000円。

13款国庫支出金、3,812万3,000円、6億9,101万円。

14款県支出金、1,121万5,000円の減額、8億7,012万8,000円。

15款財産収入、15万6,000円、866万3,000円。

17款繰入金、1,648万6,000円、3億8,883万2,000円。

18款繰越金、4,203万6,000円、5億7,099万円。

20款町債、4,090万円の減額、18億1,810万円。

次ページをお願い申し上げます。

歳入合計、3,491万円、93億1,964万9,000円。

続いて、歳出を申し上げます。

2 款総務費、1,916万2,000円の減額、18億7,736万3,000円。

3 款民生費、201万9,000円の減額、23億9,388万円。

4 款衛生費、1,694万1,000円の減額、5 億6,863万5,000円。

6 款農林水産業費、2,473万3,000円、7 億6,425万9,000円。

7 款商工費、214万5,000円、3 億6,970万1,000円。

8 款土木費、5,733万3,000円、8 億658万2,000円。

9 款消防費、194万3,000円の減額、3 億4,546万円。

10 款教育費、51万8,000円の減額、10億7,039万9,000円。

次ページをお願い申し上げます。

11 款災害復旧費、780万3,000円の減額、4,486万6,000円。

12 款公債費、91万5,000円の減額、9 億4,364万円。

歳出合計、3,491万円、93億1,964万9,000円。

続いて、第2表を申し上げます。

第2表 繰越明許費。

款、項、事業名、金額の順に説明を申し上げます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、老人福祉施設整備支援事業、2 億9,053万3,000円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、担い手確保・経営強化支援事業、1,705万2,000円。
地籍調査事業、2,143万3,000円。2 項林業費、林業成長産業化総合対策事業、1 億
3,546万7,000円。

7 款商工費 1 項商工費、企業立地促進事業、3,000万円。プレミアム付商品券事業、
124万円。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、町道安全対策事業、2,100万円。橋梁安全対策事業、
1,311万9,000円。

10 款教育費 1 項教育総務費、小中学校冷房設備整備事業、2 億5,743万9,000円。

次のページをお願い申し上げます。

第3表 債務負担行為補正。

最初に、追加について説明を申し上げます。

事項、期間、限度額の順に説明を申し上げます。

白鷹町総合情報センター管理運営業務、平成30年度から平成32年度、20万8,000円。

まちづくり複合施設整備事業、平成30年度から平成31年度、4,300万円。

白鷹町ふるさと森林公園管理運営業務、平成30年度から平成32年度、139万円。

白鷹町深山和紙振興研究センター管理運営業務、平成30年度から平成32年度、2 万
4,000円。

白鷹町産業センター管理運営業務、平成30年度から平成32年度、34万4,000円。

白鷹町文化交流センター管理運営業務、平成30年度から平成32年度、133万4,000円。

学校給食共同調理場施設整備工事設計監理業務、平成30年度から平成31年度、47万8,000円。

次に、廃止について申し上げます。

まちづくり複合施設電話機器設備導入業務につきまして廃止をいたすものでございます。

次のページをお願い申し上げます。

第4表 地方債補正。

変更でございます。いずれも限度額の変更を行うものでございます。

起債の目的及び限度額を申し上げます。

公共事業等、190万円を減額いたしまして1,650万円に。

自然災害防止事業、790万円を減額いたしまして2,120万円に。

緊急防災・減災事業、2,210万円を追加いたしまして2,450万円に。

過疎対策事業、5,320万円を減額いたしまして8億9,520万円にそれぞれ変更をいたすものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第51号 平成30年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第51号 平成30年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、事業の実施に伴う国庫支出金等の変更及び荒砥橋架替関連工事に係る県からの補償費等の調整等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

調整財源といたしましては、繰入金、繰越金及び諸収入等で対処するものであります。

このほか、鮎貝中継ポンプ場移設事業等による繰越明許費の設定を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ354万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億1,851万7,000円となるものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、菅原良教君。

○建設水道課長（菅原良教） それでは、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議第51号 平成30年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第4号）。

平成30年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ354万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,851万7,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次ページをごらんいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみご説明を申し上げます。

歳入。

1 款分担金及び負担金、15万5,000円、23万円。

3 款国庫支出金、1,280万円の減額、7,270万円。

4 款繰入金、5,900万円、2億6,853万6,000円。

5 款繰越金、660万4,000円、1,502万1,000円。

6 款諸収入、4,390万円の減額、1,387万円。

7 款町債、1,260万円の減額、1億790万円。

歳入合計、354万1,000円の減額、6億1,851万7,000円。

次ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

1 款公共下水道費、354万1,000円の減額、3億6,166万5,000円。

歳出合計、354万1,000円の減額、6億1,851万7,000円。

続きまして、第2表 繰越明許費について申し上げます。

款、項、事業名、金額の順に申し上げます。

1 款1 項公共下水道費、鮎貝汚水枝線整備事業、1,428万8,000円。同じく鮎貝中継ポンプ場移設事業、1,080万円。

次に、第3表 地方債補正。

変更でございます。

限度額につきまして、起債の目的、公共下水道事業一般分につきまして570万円を減額いたしまして5,280万円に、過疎対策事業につきまして570万円を減額し5,260万円に、公営企業会計適用債につきまして120万円を減額し250万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第52号 平成30年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第52号 平成30年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国民健康保険税の収納実績に合わせた調整及び給付実績に基づく保険給付費の調整等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。あわせて、円滑な事業運営に資するため、国民健康保険事業運営基金への積み立てを行うものであります。

調整財源といたしましては、国民健康保険税、県支出金及び繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ4,527万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ15億6,947万5,000円となるものであります。

なお、内容につきましては町民課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 町民課長、中村裕之君。

○町民課長（中村裕之） ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。

議第52号 平成30年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,527万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,947万5,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみ申し上げます。

歳入。

1 款国民健康保険税、220万円の減額、2億5,528万円。

3 款県支出金、9,970万円の減額、11億2,131万8,000円。

4 款財産収入、3,000円の減額、10万2,000円。

5 款繰入金、923万7,000円の減額、9,044万7,000円。

6 款繰越金、6,586万2,000円、1 億134万4,000円。

歳入合計、4,527万8,000円の減額、15億6,947万5,000円。

次ページをお開き願います。

歳出。

2 款保険給付費、1 億180万円の減額、10億8,307万3,000円。

6 款基金積立金、5,638万5,000円、5,638万6,000円。

7 款諸支出金、13万7,000円、4,401万5,000円。

歳出合計、4,527万8,000円の減額、15億6,947万5,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第53号 平成30年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第53号 平成30年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、特定地域生活排水処理事業費の確定による事業費の調整等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

調整財源といたしましては、国県支出金、地方債及び繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ2,050万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億4,987万4,000円となるものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長に説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、菅原良教君。

○建設水道課長（菅原良教） ご説明を申し上げます。

予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

議第53号 平成30年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,050万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,987万4,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次ページをごらんいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみご説明を申し上げます。

歳入。

1 款分担金及び負担金、260万円の減額、440万円。

3 款国庫支出金、825万9,000円の減額、491万2,000円。

4 款県支出金、168万円の減額、56万円。

5 款繰入金、438万8,000円の減額、9,334万5,000円。

6 款繰越金、442万2,000円、681万円。

8 款町債、800万円の減額、1,150万円。

歳入合計、2,050万5,000円の減額、1億4,987万4,000円。

次ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、2,050万5,000円の減額、8,725万6,000円。

歳出合計、2,050万5,000円の減額、1億4,987万4,000円。

続きまして、第2表 地方債補正。変更でございます。

限度額につきまして、起債の目的、下水道事業（特定地域生活排水処理施設事業・一般分）につきまして400万円を減額し580万円に、過疎対策事業につきまして400万円を減額しまして570万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第54号 平成30年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第54号 平成30年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、介護保険給付事業の見込みに基づく保険給付費の調整等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

調整財源といたしましては、介護保険料、国県支出金及び繰入金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ2,301万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ17億704万9,000円となるものであります。

なお、内容につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。

議第54号 平成30年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,301万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億704万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみを申し上げます。

歳入。

1 款保険料、1,188万7,000円、3億5,235万9,000円。

3 款国庫支出金、1,450万9,000円の減額、3億9,594万6,000円。

4 款支払基金交付金、3,643万1,000円の減額、4億340万6,000円。

5 款県支出金、2,091万3,000円の減額、2億2,316万4,000円。

6 款財産収入、1万1,000円、8万円。

7 款繰入金、3,694万2,000円、2億9,968万7,000円。

歳入合計、2,301万3,000円の減額、17億704万9,000円。

次ページをお開き願います。

歳出。

2 款保険給付費、2,363万円の減額、15億5,549万1,000円。

3 款地域支援事業費、60万5,000円、7,465万9,000円。

4 款基金積立金、1万2,000円、1,310万9,000円。

歳出合計、2,301万3,000円の減額、17億704万9,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第55号 平成30年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第55号 平成30年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、後期高齢者医療保険料の収納実績に合わせ、後期高齢者医療広域連合納付金の調整を行うものであります。

対応する財源といたしましては、後期高齢者医療保険料等で対応するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ133万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億4,956万8,000円となるものであります。

なお、内容につきましては町民課長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 町民課長、中村裕之君。

○町民課長（中村裕之） ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。

議第55号 平成30年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,956万8,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをごらん願います。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみ申し上げます。

歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、68万2,000円、9,369万7,000円。

4 款繰入金、35万2,000円の減額、5,369万4,000円。

5 款繰越金、100万7,000円、138万2,000円。

歳入合計、133万7,000円、1億4,956万8,000円。

次ページをお開き願います。

歳出。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、133万7,000円、1億4,600万9,000円。

歳出合計、133万7,000円、1億4,956万8,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。

お諮りいたします。平成30年度各会計補正予算6件は、予算特別委員会に付託し、審査することにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、平成30年度各会計補正予算6件は、予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、本日中に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよ

う申し添えます。

ここで予算特別委員会開催のため暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせいたします。

休 憩 (午後1時48分)

再 開 (午後2時45分)

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

お手元に配付しました追加変更議事日程のとおり日程を追加変更したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議がないので、そのように変更いたします。

○議第50号～議第55号までの報告、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第8、議第50号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）について（予算特別委員長報告）から日程第13、議第55号 平成30年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（予算特別委員長報告）までの以上6件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

平成30年度各会計補正予算6件は、予算特別委員会に審査の付託をした案件でありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、菅原隆男君。

〔予算特別委員長 菅原隆男 登壇〕

○予算特別委員長（菅原隆男） 予算特別委員会審査報告。

本予算特別委員会に付託の各会計補正予算は、審査の結果、下記のとおり決定したので、白鷹町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。
記。

議案番号、件名、審査結果の順に申し上げます。

議第50号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）について。原案のとおり可決すべきもの。

議第51号 平成30年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第4号）について。原案のとおり可決すべきもの。

議第52号 平成30年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。原案のとおり可決すべきもの。

議第53号 平成30年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について。原案のとおり可決すべきもの。

議第54号 平成30年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。原案のとおり可決すべきもの。

議第55号 平成30年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。
原案のとおり可決すべきもの。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 予算特別委員長の報告が終わりました。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。

まず、議第50号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第50号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第51号 平成30年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第51号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第52号 平成30年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第52号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第53号 平成30年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第53号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第54号 平成30年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第54号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第55号 平成30年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第55号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

○選第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 次に移ります。

日程第14、選第1号 白鷹町十王財産区管理会財産管理委員の選挙についてを議題といたします。

本件については、白鷹町十王財産区管理会財産管理委員の任期が平成31年3月26日をもって満了するため、白鷹町財産区管理会等に関する条例第4条の規定により、選挙を行うため提出するものであります。

選挙の方法についてお諮りいたします。14番、今野正明君。

○14番（今野正明） 投票の煩を省き、議長指名推選の動議を提出いたします。（「賛成」の声あり）

○議長（遠藤幸一） ただいま今野議員から、本件選挙の方法について、投票の煩を省き、議長指名推選とすることの動議が提出され、所定の賛成がありますので、この動議は成立いたしました。

本動議を議題として、採決いたします。

お諮りいたします。投票の煩を省き、議長指名推選とすることにご異議ございません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、動議は可決されましたので、本選挙の方法は議長指名推選とすることに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 （午後2時53分）

再 開 （午後2時55分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

白鷹町十王財産区管理会財産管理委員について、私から指名をいたします。

住所、氏名、生年月日の順に報告をいたします。

白鷹町大字十王846番地、渡邊富次、昭和29年3月30日生まれ。

白鷹町大字十王2216番地、南波正次、昭和29年11月21日生まれ。

白鷹町大字十王3953番地の3、梅津一久、昭和24年1月2日生まれ。

白鷹町大字十王3082番地の1、千田 真、昭和37年5月14日生まれ。

白鷹町大字十王2925番地、奥山 守、昭和40年12月2日生まれ。

ただいま指名いたしました5名を当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、渡邊富次、南波正次、梅津一久、千田 真、奥山 守の以上5名を当選人とすることに決定いたしました。

○請第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第15、請第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出については、お手元に配付の文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、請第1号は総務厚生常任委員会に審査を付託したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議がないので、そのように決しました。

なお、審査は開会中の審査とされるよう申し添えます。

○延会の宣告

○議長（遠藤幸一） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。
ご苦労さまでした。

延 会

〈午後 2 時 5 7 分〉